5-4 みどり

(1)基本的な考え方

【これまでの取組】

札幌市では、これまでのみどり*57づくりにおける基本的な考え方を継承しながら、平成 23年(2011年)に「札幌市みどりの基本計画*58」を改訂し、みどり豊かな札幌のまちづくりを推進してきました。

【現況・課題】

その結果、市内における公園緑地*59の総量は、一定程度充実してきています。

しかし一方で、市街地内及び市街地周辺のみどりの量は決して多くはなく、また、都心部や周辺の既成市街地の公園緑地が郊外部に比べ少ないなど、地域格差も見られます。

今日では、低炭素社会の実現や生物多様性への配慮に向けた地球環境保全の取組の重要性が増すなど、みどりの多様な役割に対する認識が高まっています。

今後は、今あるみどりを有効活用することにより、札幌の魅力を向上させていくことのほか、 市民などとの協働により、既存のみどりの保全・活用や、新たなみどりの創出を進めることが重要です。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ✓ 地域特性に応じた地域コミュニティの活力を高める北国らしい都市づくり

【基本方針】

- ■市民・企業・行政等の協働によるみどりづくりを推進するため、みどりに関わる人の環づく り、市民に活きる活かされる取組などを推進します。
- ■市街地をみどり豊かで環境に配慮したまちにするため、既成市街地では積極的なみどりの創出、その他の市街地では既存ストックの有効活用を図ります。
- ■まち中のみどりの創出とネットワークづくりを進めるため、みどりの回廊づくり、都心のみ どりの充実、地域らしい身近なみどりの保全・創出を図ります。
- ■まちを取り囲むみどりの保全・活用とネットワークづくりを進めるため、拠点となるみどりづくり、身近な森の活用、地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出を図ります。
- ■公園緑地の魅力を向上させるため、適切な管理・運営や利活用の促進、地域の特性に応じた 再整備などを促進します。

※57 みどり: 公園、森林、草地、農地、河川などの水面、民有地を含めたすべての緑化されているスペース。

※58 札幌市みどりの基本計画:みどりの保全・創出に関わる施策・事業の総合的な指針。

※59 **公園緑地**: 札幌市(公共)等で整備・設置した公園など。

みどりにかかわる主要な計画・施策の系譜

	長期総合計画 新長期総合計画	五 第3次長期総合計画	第4次長期総合計画	まちづくり戦略ビジョン
	昭和 48 (1973) 札幌市緑化政策大綱	昭和 57 (1982) 札幌市緑の基本計画	平成 11 (1999) 札幌市緑の基本計画	平成 23 (2011) 札幌市みどりの基本計画
るまがころが	■都市環境公園構想	■環状緑地構想	■環状グリーンベルト構想※66	■街をとりまくみどりの保全・活用と ネットワークづくり
構想の推進		・山地系、平地系の自然的土地利用を生かした整備	・自然緑地の活用と新たな緑地の創出	・地球環境などに配慮したみどりの保全と創出
※ 関・数 を配 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	■公園、緑地網建設の推進 ・児童公園 100 箇所作戦	■公園緑地の適正配置と整備 - 公園リフレッシュ事業開始 ・都市公園 1000 箇所突破 ・都市公園 2000 箇所突破	■魅力ある公園を増やす ※※例 (質の向上と充実)	■公園の魅力の向上 ・既存ストックの有効活用
様のネットワーク の 形 成	■街路樹植栽の推進	■道路緑化の推進と河川緑地の整備	■道路緑化の推進と河川緑地の整備	■街中のみどりの創出とネットワークづくり ・みどりの回廊づくり、都心部のみどりの充実
年線部と	■緑化協定 ^{※60} を通じてまち全体を公園化	■民間施設の緑化の推進 - 緑化協議制度	■みどりを感じる街並みをつ くる ・縁化重点地区 ^{※0、} 都心部縁化	■民有地を活用したみどり豊かな 景観づくり ・線保全創出地域制度 ・都心みどりのまちづくり助成制度
市民参加でみどりを育てる	■市民意識の高揚	■市民の緑づくり 「・緑の協定、緑化推進地区※ ⁴⁴ 、緑のセンター ^{※65}	■市民活動を応援する、みどり を学び広める ・情報発信、計画・管理への参加	■市民などとの協働の推進 ・森の手入れ、自然観察、環境教育、 多様な担い手の育成
1971 札幌市)	1971 札幌市風致地区 ^{%61} 内建築物等規制条例 1977 札幌市緑化推進条例 ・緑化協議制度 ^{%62}	進条例	2001 札幌市緑の保全と創出に関する条例 ・風致地区制限の充実強化(風致保全方針、種別化) ・緑化協議制度の充実強化(緑保全創出地域※®)	条例 全方針、種別化) 創出地域 ^{※88})
	将来を見通し、緑化政策にか かわる大きな枠組みを提示	都市の拡大に対応した各種公園・緑地の量的整備	質的充実と市民との協働に重点を置いた施策展開へ	「つなぐ」をキーワードに人やみどりのネットワークづくりを推進

 機化協定(場の協定): 住宅の割地などの線を指やすことについて地域住民と札幌市が協定を結び、お目いに役割分担したうえて総を指やす活動を共に行っていく制度。市は緑化に対しての技術的アドバイスなどの支援を行う。
風数地区:都市計画法に基づいて、都市の自然のおもむきを維持するために定められる地区であり、建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制が設けられている。
機に協動機度: 一定規模の開発を行う場合、既存樹林を一定の割合で保全いたが、新たに縁化してもらえるよう事業者と協議する制度。なお、現在は、札幌市線の保全と創出に関する条例の制定に伴い、「緑保全創出地域制度」として充実強化されている。
公園コフレッシュ事業: 平成 5年 (1993 年) 度より「個性あられる公園整備事業」として実施している。開設後長い年月を経てき朽化した既設公園の施設変更を機会に、周辺環境の変化が利用実際、住民ニース等を踏まえ、地質の特性に合わせた個性的な公園づくりを目指している。

%64

(2) 市街地のみどり

【これまでの取組と現況・課題】

これまで、市街地内においては、郊外部の新たな住宅地などを中心として公園緑地の整備等を推進してきました。一方で、既成市街地内で人口が増えている地域においては、公園緑地の整備がそれほど進んでいない状況にあります。今後は、このような地域でのみどりづくりや質の向上を進めることが重要となってきています。

また、施設の老朽化や少子高齢化等に伴う利用者層の変化など、地域の特性などを考慮した公園機能の見直しなども求められています。

【特に重視すべき観点】

- ・新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ・持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり
- ・地域特性に応じた地域コミュニティの活力を高める北国らしい都市づくり

【基本方針】

- ■都心部におけるみどり
 - ・重要なみどりの軸である大通公園をはじめ、公有地や民間開発などにあわせてみどりを保全・ 創出し、札幌の顔にふさわしいみどり豊かな景観を形成します。
- ■地域を越えた特徴あるみどり
 - ・水、街路、拠点となる公園等を中心としたネットワークづくりを進めます。
- ■地域特性を踏まえたみどり
 - ・都市機能の集積や人口動態など、地域の状況に応じたみどりづくりを推進します。

【取組の方向性】

ア 都心部におけるみどりの保全・創出

- ・街路樹等の適切な管理や保存樹木制度^{※69}をはじめとした各種制度などにより、都心部の貴重なみどりの保全を図るほか、地区計画などの各種土地利用計画制度や民有地緑化への支援などにより、景観や環境に配慮した建築物緑化や広場等オープンスペースの緑化を進め、札幌の顔にふさわしいみどりの創出を図ります。
- · 都心内の河川・公園・緑地等の自然資源を結ぶコリドー^{※70}を形成します。

イ 地域特性を踏まえたみどりの創出

・人口が増えている既成市街地においては、官・民各々が管理する様々なオープンスペースを 活用しながらみどりの確保を図ります。

※69 保存樹木制度:樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの、又は美観風致を維持するため必要なものを保存 樹木又は保存並木として指定する制度。

※70 コリドー:市街地を貫通し、都市に潤いをもたらすオープンスペースの軸になることを目指すもの。

・地域特性や市民のニーズ、公園の配置状況、災害時への対応などを考慮し、地域ごとに求められる機能を把握しながら、公園の再整備を進めます。

ウ みどりによるネットワークの創出

・ 道路空間や河川を生かしたうるおいのある憩いの空間づくりにより、みどりのネットワーク を創出します。

(3) 市街地の外のみどり

【これまでの取組と現況・課題】

市街地の周辺においては、骨格となるみどりである環状グリーンベルトやコリドーなどを位置 づけ、拠点となる大規模公園の整備など、みどりの充実に向けた取組を推進してきました。

今後は、将来にわたり自然と共生する快適な都市生活が営まれるよう、みどりのネットワーク を維持・保全していくための仕組みづくりが重要です。

【特に重視すべき観点】

- ✓ 新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくり
- ✓ 持続的・効率的な維持・管理が可能な都市づくり

【基本方針】

- ■みどりの保全や創出による、骨格となるみどりづくりを推進します。
 - ・森林・草地・農地などについて、市街地との連携や広域的な位置づけを踏まえながら、それぞれの特性に応じて利用・保全していくとともに、新たなみどりの創出に努めます。
 - ・札幌固有の景観を有する、拠点となるみどりづくりを推進します。
- ■身近な森林・農地等の保全と活用を図ります。
 - ・市民の保全や活用に関する活動を推進します。

【取組の方向性】

ア 骨格となるみどりづくりの推進

・拠点となる公園緑地をつなぐ森林・草地・農地などについて、地域制緑地などに関わる制度 により保全を図るほか、市民や企業、活動団体などとの協働により市街地を取り囲むみどり づくりを推進します。

イ 森林や農地の保全と活用

- ・都市環境林**⁷¹ や市民の森*⁷² などをフィールドとして、市民や企業・活動団体などとの協働により、みどりを利用・保全していくため、自然観察や環境教育など様々な取組を推進します。
- ・特に、市域の半分を占める南西部の国有林(奥山のみどり)については、市民にとって大切 な森林であることから、その保全を関係機関と連携して進めます。
- ・農地については、農用地区域**73の指定など農業施策を通じた保全のほか、市民農園**74など 市民による活用も図ります。
- ※71 都市環境林:都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地。
- ※72 市民の森:森林を保全するため、民有地を借りて散策路造成等の整備を図り、市民に開放するもの。
- ※73 農用地区域:農業振興地域の整備に関する法律に基づき、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定する区域。
- ※74 市民農園:都市の住民が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的に、小面積の農地を利用して野菜などを育てるための農園を指し、市民農園整備促進法に基づく農園をはじめ、都市公園内に設置される農園や老人農園などがある。

・農業従事者が高齢化・減少傾向にある現状を踏まえ、様々な農業施策を投じて、新規就農者をはじめ多様な担い手の育成・確保に努め、農地の保全を図ります。

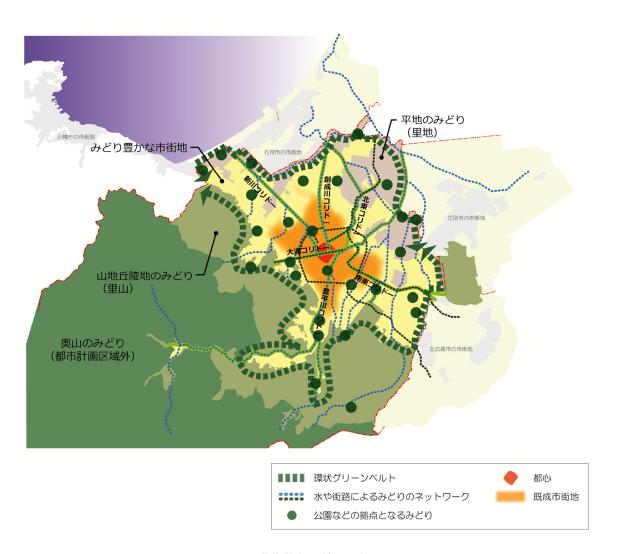


図 5-9 骨格的なみどりのネットワーク